

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 亀谷 美明 様 あて名 〒160-0004 日本国東京都新宿区四谷3-1-3 第一富澤ビル はづき国際特許事務所 四谷オフィス		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年)	03.03.2015
出願人又は代理人 の書類記号 SP356639W000		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2014/082298	国際出願日 (日.月.年) 05.12.2014	優先日 (日.月.年) 10.03.2014	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H04N5/225(2006.01)i, H04N5/232(2006.01)i, H04N7/18(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) ソニー株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見 2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 23.02.2015			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 榎 一	5P 4187
		電話番号 03-3581-1101 内線 3581	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 提出手段 紙形式
 電子形式
 - b. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-13	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	4, 6-11, 13	有
	請求項	1-3, 5, 12	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-13	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2009-194687 A (ソニー株式会社) 2009. 08. 27,
段落[0050]-[0085], 図6 & US 2009/0207269 A1 & CN 101510957 A
 文献2 : JP 2006-217161 A (株式会社国際電気通信基礎技術研究所) 2006. 08. 17,
段落[0097] (ファミリーなし)
 文献3 : JP 2005-80156 A (株式会社日立国際電気) 2005. 03. 24,
段落[0015], [0018], 図1 (ファミリーなし)
 文献4 : JP 2002-281486 A (有限会社ディー・ディー・マーケティング) 2002. 09. 27,
[要約] (ファミリーなし)
 文献5 : JP 2009-33738 A (三洋電機株式会社) 2009. 02. 12,
[要約] & US 2009/0010570 A1

請求項1, 12に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1～2により進歩性を有しない。

文献1 (段落[0050], [0054], [0080], [0085], 図6) は、次の発明を開示する点で、請求項1, 12に係る発明と部分的に一致する。

『撮像部により撮像された画像データから、顔の領域 (個人を特定できるオブジェクト) を検出する顔検出器 (オブジェクト検出部) と《段落[0050]参照》、前記顔の領域 (オブジェクト) を切り出した切り出し画像IM1 (前記オブジェクトを復元可能な情報) を生成する画像切り出し部と《段落[0054], [0080], 図6参照》、前記画像データから前記顔の領域 (個人を特定できるオブジェクトに関する情報) を欠落させて生成された背景画像IM2を、ネットワークを介して通信サーバー (サーバ) に転送するよう制御する送信装置 (通信制御部) と《段落 [0080], [0085], 図6参照》、を備える、情報処理装置。』

(以下、補充欄につづく)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

しかし、文献1の発明は、『顔の領域を切り出した画像（前記オブジェクトを復元可能な情報）を記憶部に記憶する記憶制御部』を開示しない点で、請求項1，12に係る発明と相違する。

そこで、この相違点について検討する。

文献2の段落[0097]は、『撮影された画像の中から、映っている人を自動的に抽出し、その部分だけを隠蔽する画像収集装置において、プライバシー上問題のある領域（プライバシー保護領域、たとえば顔の部分）の画像のみを分離し、当該プライバシー上問題のある部分の画像を、隠蔽後の画像とは別の、隠蔽後画像と関連付けられた情報として保存し、緊急時（犯罪などの発生で元の画像が必要となった場合）には、所定の認証を受けたユーザには、元の画像が復元可能となる。』を開示する。

ここで、文献1，2は、『カメラのプライバシー保護の技術』という点で、課題や技術分野が共通する。

この文献1，2の共通点を動機付けとして、文献1の発明に対して、文献2の保存処理を適用することは、当業者が容易になし得る。

この相違点の判断により、請求項1，12に係る発明は当業者が容易になし得る。

請求項2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1～2により進歩性を有しない。

文献1の段落[0073],[0079],図6は、『さらに、切り出し画像IM1（オブジェクトに関する情報）の切り出し位置を示す領域情報AI2（オブジェクトID）を外部に送信する処理』を開示する。

文献2の段落[0097]は、『プライバシー上問題のある部分の画像を、隠蔽後の画像とは別の、隠蔽後画像と関連付け（紐づけ）られた情報として保存する処理』を開示する。

上述した文献1，2の共通点を動機付けとして、文献1の発明に対して、文献2の保存処理を適用するに際して、『切り出し画像IM1（オブジェクトに関する情報）と、対応する領域情報AI2（オブジェクトID）とを紐づけて保存する』ことは、当業者が容易になし得る。

よって、請求項2に係る発明は当業者が容易になし得る。

（以下、補充欄につづく）

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 ～ 3 により進歩性を有しない。

文献 3 の段落[0015], [0018], 図 1 は、『監視カメラ（情報処理装置）の LAN 網は、発信機（無線端末）と通信可能な無線 LAN（無線通信部）をさらに備え《図 1 参照》、前記 LAN 網（通信制御部）は、前記無線 LAN（無線通信部）により検出された発信機（無線端末）の ID コード（デバイス ID）とともに位置情報（当該無線端末までの距離に関する情報）を監視センタ（サーバ）に転送する《段落[0015], [0018]参照》』を開示する。

ここで、文献 1, 3 は、『監視カメラをネットワーク接続する技術』という点で、機能及び技術分野が共通する。

この文献 1, 3 の共通点を動機付けとして、文献 1 の発明に対して、文献 3 の発明を付加することは、当業者が容易になし得る。

よって、請求項 3 に係る発明は当業者に自明である。

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 ～ 5 に対して進歩性を有する。

文献 1 ～ 5 から、請求項 4 の特徴（無線端末までの距離に応じて、デバイス ID とオブジェクト ID とを紐付けし、デバイス ID のプライバシーレベルが高い場合は、紐付けされたオブジェクトを復元可能な情報を削除要求に応じて削除する）は自明にならない。

請求項 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 ～ 3 により進歩性を有しない。

文献 2 の段落[0097]は、『プライバシー上問題のある部分の画像を、隠蔽後の画像とは別の、隠蔽後画像と関連付けられた情報として保存し、緊急時（犯罪などの発生で元の画像が必要となった場合）には、所定の認証を受けたユーザには、元の画像が復元可能となる』を開示する。

上述した文献 1, 2 の共通点を動機付けとして、文献 1 の発明に対して、文献 2 の復元処理を適用することにより、請求項 5 に係る発明は当業者が容易になし得る。

（以下、補充欄につづく）

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 6～11, 13に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1～5 に対して進歩性を有する。

文献 1～5 から、請求項 6～11, 13 の特徴（個人を特定できるオブジェクトを欠落させた画像データを外部装置から受信すると、欠落した領域にオブジェクト ID を割り当てて記憶し、前記外部装置に前記オブジェクト ID を返信する）は自明にならない。

(以上)